

水道事業及び工業用水道事業の再構築計画により、水道事業の浄水場を長沢浄水場に集約し、生田浄水場は工業用水道事業専用の浄水場となりました。それにより、水道事業で使用していた用地について、工業用水道事業の浄水場更新用地として活用するまでの間、地方公営企業として収益性の確保を前提とした有効利用を行い、ふれあい広場、多目的広場や、スポーツ広場等、地域住民等に利用していただけるよう整備します。

これまでに策定した計画や市民意見等を踏まえ、整備する施設の配置・機能や、民間活力を導入した事業手法等についてとりまとめた「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画（以下「整備計画」と表記）」（平成27年11月策定）に基づき、平成28年6月に民間事業者の公募を実施しましたが、不調となったため、再公募に向けて民間事業者にヒアリングを実施するなどして検討した内容を基に、整備計画の見直しを図りました。

1 「基本計画」までの経過、施設整備の方向性

「基本方針」、「基本計画」の策定

生田浄水場用地の有効利用について、地域の方々、スポーツ団体等関係者との意見交換や、パブリックコメントでいただいた御意見等を踏まえた上で次の計画等を取りまとめてきました。

- ・平成24年5月 「生田浄水場用地の有効利用に関する基本方針（以下「基本方針」と表記）」
⇒ 地方公営企業としての収益性の確保を前提とした有効利用の推進、有効利用の基本的な考え方と導入機能【パブリックコメント実施】
- ・平成25年1月 「生田浄水場用地の有効利用に関する基本計画（以下「基本計画」と表記）」
⇒ 施設整備の方向性、施設の配置イメージ、事業手法の方向性

「基本計画」における施設整備の方向性

「基本計画」では、「基本方針」を踏まえ、「環境への配慮」と「地域のまちづくりに貢献」の2つを基本的な考え方とし、浄水場更新用地として活用するまでの間、地方公営企業として収益性の確保を前提に有効利用を図るため、「整備計画」を策定する上での基本条件となる施設整備の方向性等について取りまとめました。

スポーツ広場

多摩区や、隣接している麻生区、宮前区にサッカーグラウンドがないことを踏まえて、公式サッカーグラウンドが2面入る程度の面積の広場を整備し、さらに、複数面のテニスコート、更衣室やトイレ等を備えた付帯施設を整備

親水広場

誰もが集い、憩える場や水とふれあえる場を、周辺の緑と調和した緑豊かな空間として整備し、照明等には太陽光や風力等の再生可能エネルギーを活用

出入口、駐車場等

利用者の利便性に配慮し、複数の出入口や、駐車場・駐輪場を整備

学習機能の整備

上下水道事業の役割や機能等についての展示や、生田浄水場の沿革等を伝える碑を設置



災害時の一時避難場所・活動拠点

親水広場やスポーツ広場等のオープンスペースを、災害時には市民の安全・安心を守る一時避難場所や、災害対応業務のための活動拠点として活用し、飲料水を確保するための応急給水拠点を整備

「基本計画」における施設配置イメージ

2 見直し前の「整備計画」策定に向けた取組

市民意見等を反映させた施設整備の方向性

「基本計画」策定後、住民説明会や周辺町会・自治会との意見交換会を実施し、様々な御意見をいただきました（以下の枠内参照）。それを踏まえ、交通管理者等の関係機関と協議を進め、施設配置の検討や、民間活力導入の際の事業手法・採算性等についても検討しました。その上で、スポーツ広場を民間事業者に貸付けることや、親水広場をふれあい広場と多目的広場に分けることとする等の方向性についても整理しました。「基本計画」策定後、平成27年11月に策定した整備計画において、市民意見等を反映させた施設整備の方向性は次のとおりです。

見直し前の「整備計画」における施設整備の方向性において反映させた主な市民意見等

- ・誰でも利用できる公共トイレを整備してほしい。
- ・無料で多目的に使用できる空間を大きくとってほしい。
- ・道路が狭いので、出入口の位置を考慮するとともに、違法駐車が発生しないよう十分な駐車場を整備してほしい。
- ・災害時の活動拠点としての設備として、災害時でも利用できるトイレ等を整備してほしい。

スポーツ広場

多摩区や、隣接している麻生区、宮前区にサッカーグラウンドがないことを踏まえて、公式サッカーグラウンドが2面入る程度の面積の広場を整備し、さらに、複数面のテニスコート、付帯施設として更衣室や誰でも利用できるトイレ等を備えたクラブハウスを整備

出入口、駐車場等

複数の出入口について、自動車等の出入口の場所を変更するとともに、出入口から駐車場まで施設内に十分な長さのアプローチを整備

学習機能の整備

上下水道事業の役割や機能等についての展示や、生田浄水場の沿革等を伝える碑を設置

ふれあい広場・多目的広場

誰もが集い、憩える場や水とふれあえる場を、周辺の緑と調和した緑豊かな空間とするふれあい広場を整備し、さらに、地域住民等が日常的に利用でき、スポーツ活動や地域活動等、多用途に使用できる多目的広場を整備

災害時の一時避難場所・活動拠点

多目的広場やスポーツ広場等のオープンスペースを、災害時の一時避難場所や活動拠点として活用するため、応急給水拠点を整備し、さらに、災害時に利用できるマンホールトイレを整備



見直し前の「整備計画」における施設配置イメージ

3 「整備計画」見直しに向けた取組

「整備計画」見直しの方向性

1. 工業用水・水道水の安定給水の確保に向けた浄水場機能等の効果的・効率的な維持・更新

川崎市上下水道事業中期計画において生田浄水場は、更新用地を確保しながら、将来にわたって浄水場施設として活用することが位置付けられました。一方で、生田浄水場は、住居系の用途地域に位置しているものの、公益上必要な施設であることから施設の立地が認められていますが、施設の更新等には許可が必要になるなど、機動的な更新等が円滑にできない状況にあります。このため、引き続き、周辺の居住環境に配慮しながら、工業用水・水道水の安定給水の確保に向け、浄水場機能等の効果的・効率的な維持・更新が推進できるよう、用途地域の見直しに向けた取組を進めます。

2. 民間活力を活用した浄水場用地の更なる有効利用による市民サービスの向上

浄水場用地の将来の更新用地については、民間活力を活用しながら有効利用し、市民サービスの向上が図れるよう「整備計画」を平成27年11月に策定し、平成28年6月には、スポーツ広場の整備等を行う民間事業者の公募を実施しました。しかしながら、現状の用途地域では建物の床面積等の制限により、立地可能な建物が限られてしまうこと等から、不調となりました。

今回、浄水場機能等のより効果的・効率的な維持・更新を推進するため、用途地域等の見直しを検討することから、これを前提とすることで、制限が緩和されスポーツ施設等の充実が可能となります。

こうしたことから、民間活力を活用した浄水場用地の更なる有効利用による市民サービスの向上を図るため、用途地域の見直しを前提として、民間事業者の多様な提案が可能となるよう、「生田浄水場用地の有効利用に関する整備計画」の見直しを行います。

浄水場の維持・更新等

(浄水場機能等の効果的・効率的な維持・更新)

- ・生田浄水場は、川崎市上下水道ビジョンにおいて、工業用水道事業の重要施設と位置付けられています。また、川崎市上下水道事業中期計画においては、将来にわたる安定給水の確保を前提とした効果的・効率的な運転・維持管理業務の執行体制の検討と段階的な整備を推進し、生田浄水場を将来にわたって維持していくこととしています。
- ・浄水場は公共性の高い施設ですが、建築基準法上では現状の「第二種中高層住居専用地域」には原則として建築できないものとされており、建築基準法第48条第4項ただし書きの適用による許可を受けることにより建築を行っています。このため、施設の機動的な更新等が円滑にできない状況となっており、上下水道ビジョン等に基づく浄水場機能等の効果的・効率的な維持・更新の推進が課題となっています。

(事業用地の有効利用による市民サービスの向上)

- ・川崎市上下水道事業中期計画においては、生田浄水場の更新用地として活用するまでの間、未利用となる一部の用地の有効活用を図ることとしていることから、周辺の居住環境に配慮しつつ、用地の有効利用による市民サービスの向上が課題となっています。

用途地域の変更等

- ・こうした上位計画に沿って将来にわたる工業用水・水道水の安定給水の確保に向け、工業用水道事業の重要施設等の効果的・効率的な維持・更新を推進するため、周辺環境に配慮しながら、生田浄水場地区について用途地域等の変更に向けた取組を進めます。
- ・用途地域等の変更により、建築可能となる建築物の用途等が緩和されるため、周辺環境に配慮しながら、更新用地の有効利用を視野に入れ、周辺居住環境に調和した地区計画を定め、一定の制限を行うこととします。

<用途地域の変更>

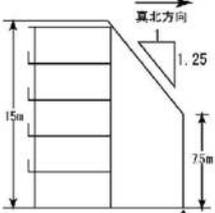
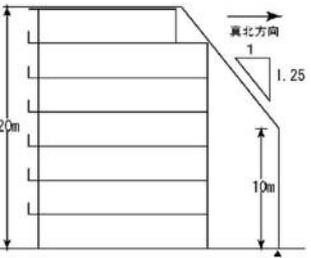
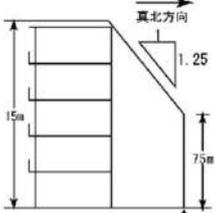
- ・現状は、中高層住宅の地域として「第二種中高層住居専用地域」が指定されていますが、工業用水道事業等の重要施設として、工業用水等を将来にわたって安定的に供給するため、浄水場等の立地に適した用途地域である「準工業地域」への変更に向けて取組を進めます。

<高度地区の変更>

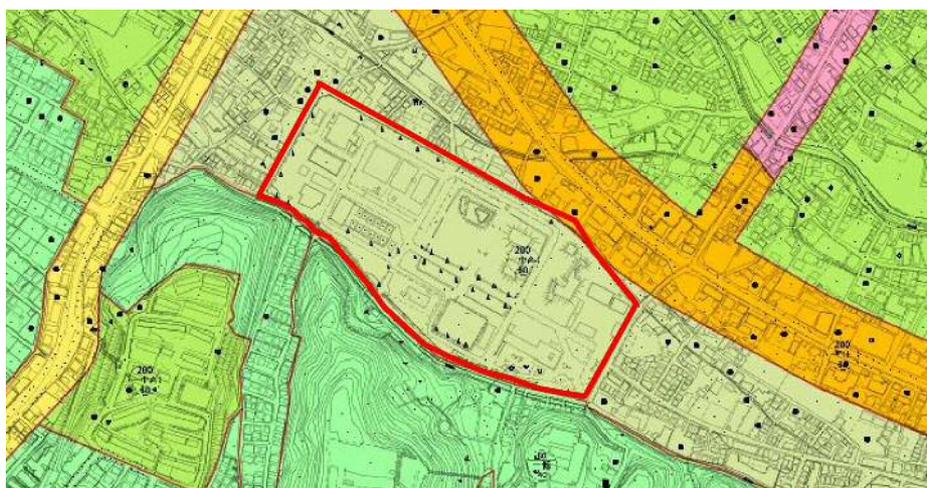
- ・用途地域に連動して、高度地区は「第2種高度地区」から「第3種高度地区」となります。

<地区計画の決定>

- ・用途地域の変更等に併せて地区計画を定め、建築物の用途や高さ等を制限することにより、周辺の居住環境に配慮することとします。

現状		用途地域の変更	地区計画の決定
用途地域	第二種中高層 住居専用地域	準工業地域	準工業地域 (地区計画)
用途	主に中高層住宅のための地域です。病院、大学のほか、1,500㎡までの一定の店舗や事務所など、必要な便利施設が建てられます。 【建築できる建築物の用途の例】 ・住宅・共同住宅等 ・店舗、事務所等(1,500㎡まで) ・病院、学校等	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。 【建築できる建築物の用途の例】 ・住宅・共同住宅等 ・店舗、事務所等(10,000㎡超) ・病院、学校等 ・ホテル、旅館 ・遊戯施設等 ・工場・倉庫等	浄水場等の運営に適した地区にするとともに、有効利用の観点でスポーツ広場の充実等を可能とするほかは、用途を制限します。 【建築できる建築物の用途の例】 ・店舗、事務所等(一定規模以下) ・遊戯施設等(スポーツ施設等に限定) ・浄水場等 ・その他公益上必要な建築物(保育所、学校、病院、老人ホーム等)
容積率/ 建ぺい率等	200%/60%	原則200%/60%	原則200%/60% 壁面の位置の制限(一定距離)
建築物の 高さ	第2種高度地区 (最高高さ15m) 	第3種高度地区 (最高高さ20m) 	第2種高度地区と同等の高さ制限 (最高高さ15m(上下水道局関連施設は最高高さ20m)) 

用途地域等の変更区域



用途地域	
第一種低層住居 専用地域	
第二種低層住居 専用地域	
第一種中高層住居 専用地域	
第二種中高層住居 専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

※赤枠が用途地域等の変更区域

スポーツ広場の見直し

- ・土地利用規制の見直しに伴い、浄水場の更新用地として活用するまでの間の用地の有効利用では、新たなスポーツ施設等の整備によりスポーツ広場の充実が可能となります。
- ・民間事業者貸付エリアに新たなスポーツ施設等が整備されることから、スポーツ広場のグラウンドやテニスコートの面積の縮小を可能とします。



スポーツ広場
多摩区や、隣接している麻生区、宮前区にサッカーグラウンドがないことを踏まえて、公式サッカーグラウンドが1～2面入る程度の面積の広場を整備し、さらに、テニスコート（屋内施設も可）、その他のスポーツ施設やスポーツと親和性のある施設、付帯施設として更衣室や誰でも利用できるトイレ等を備えたクラブハウスを整備

出入口、駐車場等
複数の出入口について、自動車等の出入口の場所を変更するとともに、出入口から駐車場まで施設内に十分な長さのアプローチを整備

学習機能の整備
上下水道事業の役割や機能等についての展示や、生田浄水場の沿革等を伝える碑を設置

ふれあい広場・多目的広場
誰もが集い、憩える場や水とふれあえる場を、周辺の緑と調和した緑豊かな空間とするふれあい広場を整備し、さらに、地域住民等が日常的に利用でき、スポーツ活動や地域活動等、多用途に使用できる多目的広場を整備

災害時の一時避難場所・活動拠点
多目的広場やスポーツ広場等のオープンスペースを、災害時の一時避難場所や活動拠点として活用するため、応急給水拠点を整備し、さらに、災害時に利用できるマンホールトイレを整備

「整備計画」の見直しに伴う施設配置イメージ

4 有効利用に関する施設整備、運営・維持管理

有効利用の対象用地を、上下水道局整備エリアと、民間事業者貸付エリアに分け、各施設を整備します。また、整備後のそれぞれのエリアの運営・維持管理について整理しました。

上下水道局整備エリア

地域の方々をはじめとして、誰もが気軽に憩える広場、災害時に備えた施設、上下水道事業に関する学習機能等を整備します。整備にあたっては、上下水道局の事業に関連する施設や公益性が重視される施設であることから、上下水道局が実施します。

ふれあい広場

- ・生田浄水場周辺のさく井の地下水を利用した、じゃぶじゃぶ池や、休憩スペースとして利用できるベンチを備えたあずまやを配置した親水施設、子供達が自由に遊べる公園遊具を整備します。
- ・災害時には一時避難場所や活動拠点として活用し、耐震化した管路からの供給に加え、小規模な浄水処理装置による応急給水拠点や、複数台のマンホールトイレ等を整備します。
- ・学習機能として、上下水道事業の役割・機能、生田浄水場の沿革等についてのパネル展示や、浄水場に関わってきた方々を顕彰する碑を整備します。



親水施設のイメージ図



応急給水拠点、マンホールトイレのイメージ図

多目的広場

- ・地域住民等が日常的に利用でき、また、少年野球、少年サッカーやゲートボール等の地域におけるスポーツ活動や、近隣の消防団の訓練等の地域活動をはじめ、多用途に使用できるように小学校の校庭程度の面積の広場を整備します。



多目的広場のイメージ図

民間事業者貸付エリア

スポーツ活動により健康づくり等に取り組めるように、グラウンドやテニスコート等を整備します。また、整備からその後の運営・維持管理については、民間の資金やノウハウを活用することで、より効果的に事業が実施できることから、次の事項を条件として民間事業者に貸付を行います。

スポーツ広場

- (1) グラウンド
サッカーをはじめとし、ソフトボール等、多種多様なスポーツや、大会・イベントが開催できる、照明設備を備えた公式サッカーグラウンドが 1~2面入る程度の面積のグラウンドを整備します。
- (2) テニスコート
照明設備を備えたテニスコートを整備します。(屋内施設も可)
- (3) その他のスポーツ施設等
その他のスポーツ施設やスポーツと親和性のある施設の整備も可能とします。
- (4) クラブハウス
更衣室、会議室や、ふれあい広場の利用者等を含めて誰でも使用できるトイレ等を備えたクラブハウスを整備します。
- (5) 駐車場
周辺道路への路上駐車が発生しない十分な駐車台数（一部大型自動車も駐車可）の駐車場を整備します。

その他の整備

(1) 緩衝緑地の確保

騒音や夜間の利用に伴う照明光等の影響について、住宅地との緩衝帯となるように、ふれあい広場に、木々の植生による緑豊かな空間を整備すること等により配慮します。

(2) アクセスの確保

出入口を3か所設け、各出入口に駐輪場を整備するとともに、川崎府中線（府中街道）から最も近い出入口は、自動車等の車両も通行できるよう整備します。

(3) ジョギングコース

有効利用用地内を周回できるジョギングコースを整備します。

(4) 再生可能エネルギーの活用

環境に配慮し、太陽光や風力等の再生可能エネルギーを活用した照明等を整備します。

施設の運営・維持管理について

(1) 上下水道局整備エリア

運営管理については、日々の見回りや出入口の施錠等、有効利用用地全体で一体的に行うことで、効率性や利用者の利便性を高められることから、民間事業者貸付エリアの整備等を行う民間事業者に委託します。なお、多目的広場の運営方法については、今後、区役所等と連携し、地域住民と調整を図りながら決定していきます。また、施設や植樹等の維持管理については、別途、民間事業者に委託します。

(2) 民間事業者貸付エリア

運営・維持管理ともに、整備等を行う民間事業者が行います。

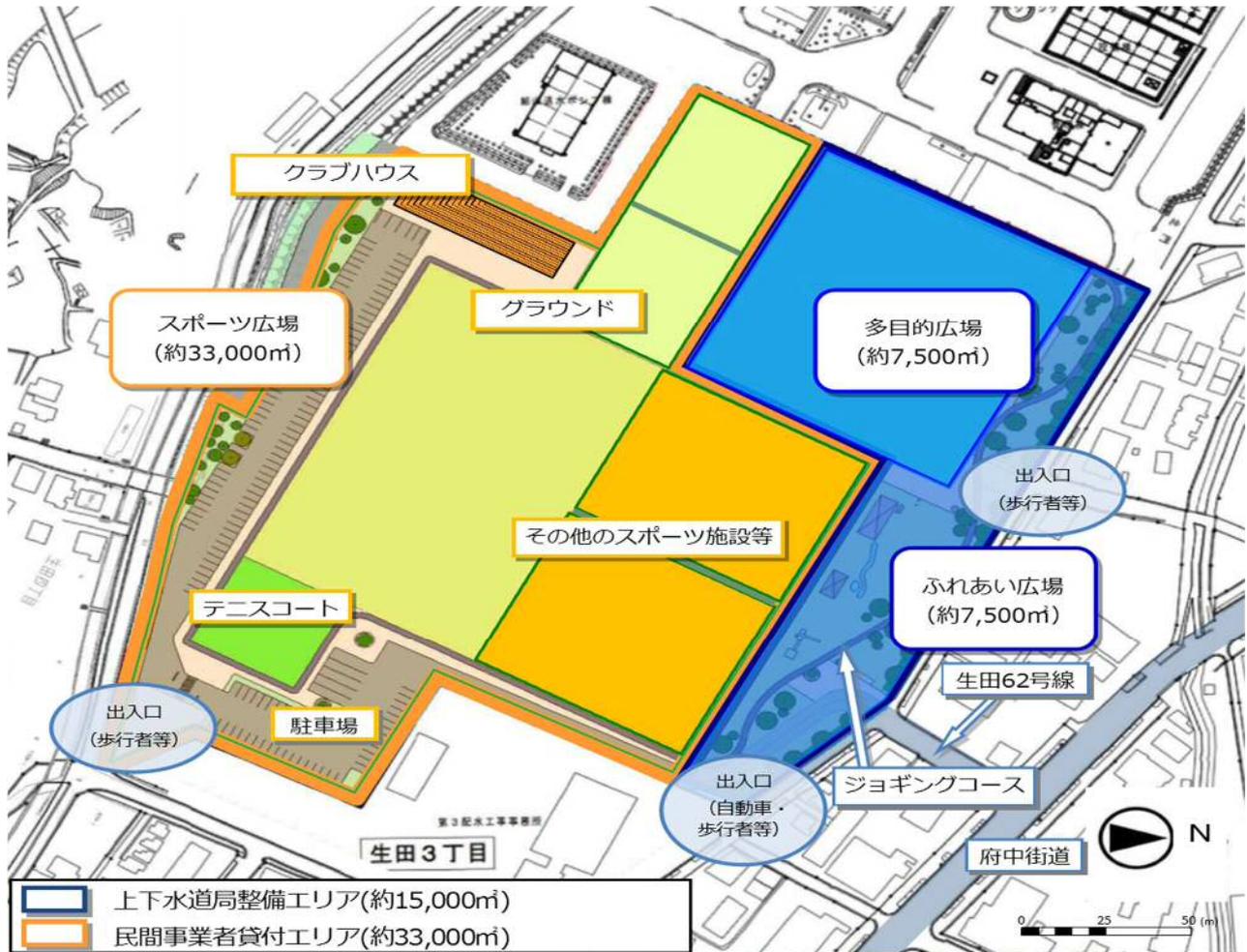
整備、運営、維持管理の実施について

		整備	運営	維持管理
上下水道局整備エリア	ふれあい広場	上下水道局	民間事業者へ委託	民間事業者へ委託
	多目的広場	上下水道局	地域との調整により決定	民間事業者へ委託
民間事業者貸付エリア	スポーツ広場	民間事業者	民間事業者	民間事業者

 民間事業者貸付エリアの整備等を行う民間事業者
 維持管理を行う民間事業者

5 有効利用用地の施設配置イメージ

有効利用用地（約48,000㎡）の施設配置については、ここで示すイメージを基本として、上下水道局整備エリアは上下水道局で決定し、民間事業者貸付エリアのスポーツ広場は、民間事業者が決定します。



施設配置イメージ図（平面図）

①緩衝緑地の確保

敷地北側は、住宅地に隣接していることから、騒音や夜間の利用に伴う照明光等の影響に配慮し、住宅地との緩衝帯となるように、ふれあい広場に幅20m以上の緑地帯を設けます。

②自動車等のアクセス

川崎府中線（府中街道）から生田62号線を通るルートとし、出入口等の道路形態等について、道路管理者や交通管理者等と調整し、安全性や周辺環境に配慮した上で整備を行います。

③歩行者等のアクセス

敷地北側に2か所、南側に1か所の計3か所の出入口を設け、それぞれに駐輪場を整備することで自転車でのアクセスにも対応します。営業時間外は施錠し、安全面等に配慮します。

④ジョギングコース

有効利用用地内を周回できるジョギングコースを整備します。

上下水道局整備エリア

(約15,000㎡)

【ふれあい広場】

- ・じゃぶじゃぶ池やあずまやを備えた親水施設
- ・公園遊具
- ・災害時の一時避難場所や活動拠点として活用するための応急給水拠点や複数台のマンホールトイレ
- ・学習機能として、生田浄水場の沿革等に関するパネル展示や生田浄水場に関わってきた方々を顕彰する碑

【多目的広場】

- ・地域住民等が日常的に利用でき、また、少年野球、少年サッカーやゲートボール等のスポーツ活動や、近隣の消防団の訓練等の地域活動をはじめ、多用途に使用できるように小学校の校庭程度の面積の広場を整備

民間事業者貸付エリア

(約33,000㎡)

【スポーツ広場】

- (1)グラウンド
照明設備を備えた公式サッカーグラウンドが1～2面入る程度の面積のグラウンドを整備
- (2)テニスコート
照明設備を備えたテニスコートを整備（屋内施設も可）
- (3)その他のスポーツ施設等
その他のスポーツ施設やスポーツと親和性のある施設も整備可能
- (4)クラブハウス
更衣室、会議室、ふれあい広場を含めた利用者が誰でも利用できるトイレ等を整備
- (5)駐車場
十分な駐車台数（一部大型自動車も駐車可）を確保し、出入口から駐車場までは十分な長さのアプローチを整備

6 有効利用の実施手法や効果

当該用地の有効利用運営にあたっての上下水道局と民間事業者の実施手法、民間事業者へ用地の貸付を行う上での前提条件や、市民、上下水道局、民間事業者が得られる有効利用実施の効果について、次のとおり整理しました。

有効利用の実施手法

有効利用を行う上での土地の権利関係や、整備、運営等の流れは次のとおりです。

(1) 土地の権利関係と事業の整理

上下水道局が引き続き約48,000m²の用地全体を所有します。スポーツ広場等の整備、運営等は、上下水道局の事業には馴染まないことから、民間事業者貸付エリアとして、約33,000m²を公募により決定する民間事業者に貸付けます。民間事業者は、その資金やノウハウを活用し、整備から運営等までを一括して行います。

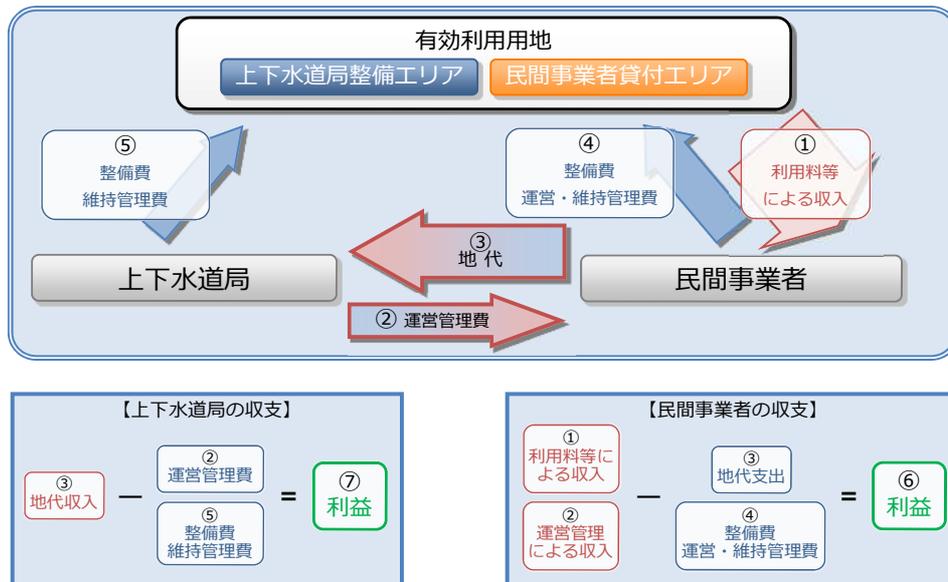
(2) 民間事業者と上下水道局が行う整備、運営等の流れについて

・民間事業者

民間事業者貸付エリアの整備、運営等を行い、利用料等による収入（下図①）や、上下水道局整備エリアの運営管理の受託による収入（下図②）を得て、地代支出（下図③）や整備費、運営・維持管理費（下図④）を賄い、利益（下図⑥）を計上できる見込みです。

・上下水道局

民間事業者から地代収入（下図③）を得ることで、上下水道局整備エリア等の整備費、維持管理費（下図⑤）や民間事業者に対する運営管理委託料（下図②）を賄います。それらの費用を支出しても、利益（下図⑦）を計上できる見込みで、収益性を確保しながら有効利用を行うことができます。



用地の貸付を行う上での前提条件

(1) 立地条件

- ・面積：約33,000m²
- ・用途地域：準工業地域（現状は第二種中高層住居専用地域ですが、今後、準工業地域への見直しに向けた取組を進めます。）
- ・建ぺい率／容積率：60％／原則200％（準工業地域に変更した場合）
- ・高度地区：第3種高度地区（最高高さ20m）（準工業地域に変更した場合）
- ・地区計画：用途地域変更と合わせて、地域の居住環境に配慮し、建築物の用途等を制限することができるよう、地区計画の決定を行います（建築物等の用途の制限、建築物の高さの制限（最高高さ15m）、壁面の位置の制限（一定距離）等）。

(2) 整備、運営・維持管理にあたっての主な条件

- ・用地は引き続き上下水道局が所有し、工業用水道事業の浄水場更新用地として活用するまでの期間、有効利用を行うものとします。
- ・管路を中心に幅6mの範囲における地上の構築物や、その他水道施設の維持管理に支障が生じる構築物等の整備は不可とします。
- ・契約完了時に原状回復（構築物の撤去等）した上で上下水道局に引き渡すものとし、円滑な引渡しを阻害する用途には使用できないものとします。
- ・水道施設の維持管理上、上下水道局が必要と判断した際には、施設の使用中止等の要求に応じなければならないものとします。
- ・災害時には一時避難場所として使用するため、上下水道局が敷地の使用等について協力の要請を行った際には、応じなければならないものとします。
- ・周辺環境への影響等を考慮し、夜間等の運営については、地域と調整し、決定するものとします。

有効利用実施の効果

生田浄水場用地を有効利用することにより、市民、上下水道局、民間事業者のそれぞれが、次のようなメリットを得られる等の事業実施効果が期待できます。

(1) 市民

- ・新たなスポーツや憩い、地域活動等の場として利用が可能
- ・災害時の一時避難場所として利用が可能

(2) 上下水道局

- ・浄水場の更新用地として使用するまでの期間、継続的・安定的に収益を確保
- ・憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場を提供し、災害時には一時避難場所として利用することにより市民・地域住民へ貢献

(3) 民間事業者

- ・新たに開発可能な用地が少ない川崎市内において、広大な用地で事業が可能
- ・浄水場の更新用地という性格から、今後数十年にわたって安定した事業運営が可能

7 今後の取組

関係機関との協議等に引き続き取り組むとともに、住民説明会や周辺町会・自治会等への説明について、機会を捉えて適切に行います。また、整備を行うための施工計画の立案は、上下水道局と民間事業者が、それぞれ整備を行うエリアで別々に行いますが、用途地域の変更等、開発許可申請、環境影響評価等をはじめ、用地全体で一体的に取り組む必要がある事項があることから、民間事業者決定後には、両者間で調整を図りながら、円滑に進められるよう取り組みます。

上下水道局が主体となって行う主な取組

次の事項については、庁内、地域の方々や、関係機関等と引き続き取り組み、民間事業者決定後は、必要に応じて、民間事業者も加わって取り組みます。

- ・多目的広場について、その運営方法等に関すること
- ・災害時における一時避難場所や活動拠点としての活用に関すること
- ・道路管理者や交通管理者との協議
- ・住民説明会や周辺町会・自治会等への説明

民間事業者と共同で行う主な取組

次の事項については、上下水道局と民間事業者の両者間での検討が必要であることや、民間事業者の施工計画との整合性を図ることが必要なことから、民間事業者決定後に取り組みます。

- ・用途地域の変更等、開発許可申請、環境影響評価（環境アセスメント）等、今後の施工を行う上で必要な申請の手続きに関すること
- ・有効利用用地全体に関する運営や維持管理等に関すること

8 今後の施設整備スケジュール

平成30（2018）年度に公募要件の整理を行い、平成31（2019）年度に事業者を決定した後、上下水道局及び事業者による施工計画の策定と合わせて、用途地域の変更等、開発許可申請、環境影響評価（環境アセスメント）等に関する手続きを事業者と共同で行います。

その後、平成33（2021）年度から事業者による整備を開始し、平成34（2022）年度以降供用開始の予定です。

